

## 小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成23年4月25日(月)午後7時00分～午後8時50分  
場所 小田原市役所 全員協議会室

### 2 出席した教育委員の氏名

- 1 番委員 山 田 浩 子  
2 番委員 前 田 輝 男 (教育長)  
3 番委員 桑 原 妙 子 (教育委員長職務代理者)  
4 番委員 和 田 重 宏 (教育委員長)  
5 番委員 山 口 潤

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 教育部長                    | 三廻部 洋 子   |
| 文化部長                    | 諸 星 正 美   |
| 教育部副部長・教育総務課長事務取扱       | 佐 藤 富 朗   |
| 保健給食課長                  | 柳 川 美 恵 子 |
| 教育指導課長                  | 西 村 泰 和   |
| 指導・相談担当課長・指導係長兼相談係長事務取扱 | 栗 畑 寿 一 朗 |
| 生涯学習課長                  | 高 橋 幸 男   |
| 教育指導課副課長                | 柏 木 敏 幸   |

(事務局)

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 教育総務課副課長・総務係長事務取扱 | 阿 部 祐 之 |
| 教育総務課主任           | 井 上 晃 輔 |

### 4 議事日程

- 日程第1 請願第2号 教育委員に政治的中立性を求める請願 (教育指導課)  
日程第2 報告第4号 事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について  
(教育総務課)

日程第3 議案第17号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

日程第4 議案第18号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

## 5 協議事項

(1) 平成24年度中学校使用教科用図書の採択について (教育指導課)

## 6 報告事項

(1) 平成22年度下半期寄付採納状況について (教育総務課)

(2) 小田原市教育振興基本計画策定スケジュール等について (教育総務課)

(3) 計画停電に伴う学校給食の実施について (保健給食課)

(4) 今年度教科書採択にあたっての要望書について (教育指導課)

(5) 東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童・生徒等の受け入れについて

(教育指導課)

## 7 議事等の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定…桑原委員、山口委員に決定

(3) 日程第1 請願第2号 教育委員に政治的中立性を求める請願 (教育指導課)

阿部書記(教育総務副課長)が請願書を朗読

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…それでは、「請願第2号 教育委員に政治的中立性を求める請願」につきまして私から、御説明申し上げます。今回の請願ですが、表題にもありませんとおり「教育委員に政治的中立性」を求めています。

教科書採択権者である教育委員は、公明・公正な立場で教科書採択を行うこととされております。そして、これまでも教育委員の皆様は公明・公正な立場で教科書採択を行なっていただいております。このことは「政治的中立性」も含まれております。また、採択に関しての本市の採択方針の中にも「小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等に

より採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。」となっております。

事務局といたしましては、和田委員長をはじめ、教育委員の皆様の中での教科書採択の際の姿勢は、毎回それぞれの立場でしっかりと各教科書の内容をお読みいただき、他社教科書との比較や、ご自身の経験からの比較もしながら検討していただいております。そして、「小田原の子どもたちにとって、もっとも良い教科書はどれか」という視点でこれまでも公明・公正な立場で、政治的中立性もふまえて教科書採択を行なっていただいております。これからもこのような姿勢は崩されることはないと思っております。

それでは、今回の請願につきまして、教育委員の皆様で協議していただき、請願を採択するかどうか検討をお願いいたします。以上です。

和田委員長…説明が終わりました。

小田原市教育委員会会議規則第21条により、請願者は事情を述べることができることになっておりますが、請願者から辞退の申し出がございましたので、事情説明は省略し質疑に入ります。

前田教育長…請願者の方にお聞きしたいことはありますが、本日は事情説明に来られていないようなので、特に質問はございません。

桑原委員…これだけご意見をお出しになるのであれば、直接お話しさせていただければ、と思いますので、その点が残念です。

和田委員長…請願者ご自身もいらっしゃいませんし、事務局からの説明も受けましたので、各委員のご意見及び取り扱いについても併せて伺います。

山田委員…請願資料を読ませていただきましたが、教科用図書の採択については、最終的には私たち教育委員の責任において判断するべきもので、請願や要望は参考資料としては、よく読みこみますが、あくまでも、採択決定の判断材料の資料としていく姿勢を採りたいと思います。昨年、小学校の教科用図書の採択がありましたが、教育委員全員は全ての教科書に目を通し、「小田原の子どもたちにとってより良いものを」と考え、採択したと思ってお

ります。私たちは教科書採択にあたっては、公明・公正、政治的中立性は充分持って臨んでいると思っているので、今回の請願については「不採択」とするべきと考えます。

前田教育長…事務局から先ほど説明もあったとおり、私たちは公明・公平・公正に採択事務を行っており、さらには公平公正の意味には政治的中立ももちろん含まれておりますので、今回の請願項目で「再確認する」とありますが、再確認する必要は全くないと思っています。請願で言われるまでもなく、私たちは一生懸命に採択事務を行っておりますので、私もこの請願は「不採択」と考えております。

桑原委員…大変心外というか、私たちは「中立だと思って採択を行っている」と考えております。具体的には、私は教育委員になる前は、仕事として、「教育出版社」と「教育芸術社」の音楽の教科書に付けるCDをレコーディングしていましたが、教育委員に就任して以後は両社ともお断りしています。皆さんもそうだと思いますが、とにかく「中立」ということを考えて採択しております。請願の内容を見ると、委員長に対する個人攻撃のような感じを受け、読んでいて不愉快です。今まで通りのやり方で良いと思っています。

山口委員…私は教育の専門家ではないので、教科書を一から全部読んで、自分なりの意見を言っているつもりです。公明正大ということは誓っても良いですし、そのようにやっています。それは今後も続けるつもりですので、今さらこのようなことを言われる筋合いはないというのが本音です。請願を読んでも、途中で委員長の個人的な部分に言及したりしていますが、最終的には委員全員が中立に行って欲しいと言っているのです、今さら改めて採択する必要はないと考えますので、私も「不採択」と考えております。

和田委員長…各委員から意見をいただきましたが、実際に私自身のことに触れておりますので、申し上げますと、桑原委員が仰っていたように、今回の請願者の方からは、度々請願をいただきますが、直接私たちと関わりを持たれることを避けているように感じます。それだけの請願を出されるのであれば、是非ともお顔を出していただいて、私たちと直接意見を交わすような姿勢で臨んでいただきたいと思います。

また、私自身はNPOで青少年の健全育成の活動をしております。不登校や引きこもりの子どもたちの自立支援をするケースが最近、多いのですが、そのような場には是非いらしていただいて、直接見ていただきたいと思っております。請願の中にも「教育委員の職務を省みることなく、未だにその政治姿勢を改善しようとされないからである」と断言した文章がございますが、私はこの方と直接関わりを持っておりません。そのような、事実に基づいていないことをこのような形で出されることに対してはいかがなものかと思っております。

それでは、委員の方々からのご意見も伺いましたので、この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第2号教育委員に政治的中立性を求める請願を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(賛成なし)

和田委員長…賛成なしにより、当請願は不採択すべきものと決しました。

(4) 日程第2 報告第4号 事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について  
(教育総務課)

提案理由説明…教育長、教育部副部長

前田教育長…それでは、報告第4号「事務の臨時代理の報告(社会教育主事の任命)について」を御説明申し上げます。去る4月1日付けで、別紙のとおり社会教育主事を任命いたしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。ついては、同条第2項の

規定より御報告するものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

教育部副部長…それでは私から御説明させていただきます。報告第4号の2ページを御覧ください。社会教育主事は、社会教育法に基づきまして社会教育を行うものに専門的、技術的な助言と指導を与えるため、教育委員会の事務局に置くこととなっております。社会教育主事の資格につきましては資料中ほどの、参考のところに掲げておりますが、生涯学習課 係長 村田 玲子につきましては、社会教育法第9条の4の第1項におきまして「大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの」の要件を満たし、同項のロに該当するため、また、生涯学習課 主事 小澤 美帆につきましては、社会教育法第9条の4の第3項において「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハマまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの」を満たし、第1号のイに該当いたしますので、平成23年4月1日付けで社会教育主事に任命したものでございます。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

(5) 日程第3 議案第17号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

日程第4 議案第18号 小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて (生涯学習課)

提案理由説明…教育長、生涯学習課長

前田教育長…それでは、議案第17号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」及び、議案第18号「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」御説明申し上げます。社会教育委員及び郷土文化館協議会委員につきましては、推薦母体であります小田原市校長会の4月1日付けの教職員の人事異動に伴う推薦替え等によるものでございます。細部につきましては

は、所管から御説明申し上げます。

生涯学習課長…それでは私から、議案第17号及び議案第18号について、一括して御説明申し上げます。まず、議案第17号の「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。小田原市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。社会教育委員における現行の任期は、平成22年8月1日から平成24年7月31日までの2年間でございますが、この度、学校教育関係者として、小田原市校長会を代表して委嘱しておりました、野崎 裕司氏及び、社会教育関係者として、小田原市PTA連絡協議会を代表して委嘱しておりました、本多 克好氏が平成23年3月31日をもって委員を退任されることとなりました。その後任として、新たに小田原市校長会から、小田原市立城南中学校長の佐藤 均氏を、小田原市PTA連絡協議会から、当連絡協議会幹事の一寸木 正直氏を御推薦いただきました。どちらの方も社会教育委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものでございます。

次に、議案第18号の「小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。郷土文化館協議会委員における現行の任期は、平成21年9月1日から平成23年8月31日までの2年でございますが、学校教育関係者として小田原市校長会の代表として委嘱しておりました、杉崎 憲男氏及び野崎 裕司氏が、平成23年3月31日をもって委員を退任されることとなりました。その後任として、小田原市校長会から小田原市立足柄小学校長の山口 実氏及び、小田原市立橘中学校長の押切 千尋氏を御推薦いただきました。どちらの方も郷土文化館協議会委員として適任と思われるので、委嘱いたしたく提案するものでございます。以上で、議案第17号及び議案第18号につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

山 口 委 員…何故、それぞれの委員の任期は4月から3月までではないのでしょうか。

これからも同じようなことが起こるとは思いますが、今後、任期を4月から3月にすることは考えては行かないのでしょうか。

生涯学習課長…仰られることはとても理解できる部分でございます。それぞれの委員会や協議会で成立した過程が違いますので、任期が年度途中から年度途中までになっております。それらの任期を全て4月1日からにするためには、現行2年間の任期をある時だけ1年数ヶ月とすれば可能かとは思いますが、今後の検討課題とさせていただければと思います。

山 口 委 員…一度に変えなければならぬのは大変だとは思いますが、その方が合理的かと思ったのですが。

生涯学習課長…ただ、任期を4月1日から3月31日までとすることは事務的には相当厳しくなると思われまますので、もう少し細かい詰めが必要かと思えます。

桑 原 委 員…私も山口委員と全く同じ疑問を思っておりました。

(その他質疑・意見等なし)

一括採決…全員賛成により原案のとおり可決

(6) 協議事項 (1) 平成24年度中学校使用教科用図書の採択について

(教育指導課)

教育指導課長…それでは私から協議事項(1)「平成24年度中学校教科用図書の採択について」ご説明させていただきます。右上に資料1と書かれた資料をご覧ください。

はじめに教科書採択についてご説明いたします。昨年度、小学校の教科書の採択をしていただきましたので、教育委員の皆様におかれましては、教科書採択の流れはご承知いただいているかと思えますので、簡単に説明をさせていただきます。

今年度は、中学校の全教科の採択替えとなります。具体的な教科については資料1の2ページにある調査員名簿の枠をご覧ください。国語、書写、地理、歴史、公民から英語まで全13科目となります。採択方法の概要については、昨年度までと同じで、文部科学省の検定に合格した教科書目録に登載された教科書の中から、「小田原市の生徒にとってふさわしい教科書」を採択していただきます。

公立学校で使用する教科書の採択の権限は、市町村や都道府県の教育委員会にあります。小田原市の小・中学校で使用する教科書は、小田原市の教育委員会で決定をしていただきます。具体的には7月末の臨時会及び定例会、8月の初旬の臨時会で決定していただく予定となっております。採択の方法は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により定められております。

採択の流れとしては、本日の資料の後半の通知「平成24年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針」をもとにして作成しました今日の配布の資料1の3ページにある「教科用図書採択方針(案)」及び4ページ以降にあります「小田原市教科用図書採択検討委員会設置要綱」に添って、教育委員会が設置する検討委員会が調査員に、これは各教科専門的な知識を持った中学校の教員ですが、教科書1つ1つに対して調査研究を依頼し、資料を作成いたします。その資料を、教育委員皆様の採択の際に、参考の1つとしていただきます。採択時には、この調査資料と、県教委から今後送られてくる「平成24年度使用中学校教科用図書選定に係る調査研究資料」や、6月17日から行なわれる教科書展示会において寄せられた教員・保護者の方・地域の方の意見等を参考にさせていただきます。昨年度の教科書展示会でのご意見は、特にありませんでしたが、今年度の中学校の採択に際しては、いくつかの意見が出てくる可能性もございます。

教育委員の皆様には、教科書見本が教育委員会に届き次第、ご自宅に配送させていただきますので、教科書全種目をお読みいただき、調査研究をしていただくことになります。

最終的には、教育委員の皆様自身でおこなっていただく調査研究と、先ほど申しあげました県からの資料や調査員からの資料をもとに、7月の教

育委員会の定例会及び臨時会で審議していただき、8月の臨時会において、平成24年度以降の中学校で使用する教科書を採択する、という手順で進められます。以上が、採択についての説明でございます。

再度、資料1をご覧ください。1ページ目には今後の予定が書かれています。採択事務は小田原市単独となりますが、調査員会のみ足柄下地区採択協議会と合同での調査となります。

次に2ページをご覧ください。採択検討委員会及び調査員の名簿ですが、まだメンバーが確定されておられませんので空欄とさせていただきます。今後それぞれの委員の選出を事務局で行っていきます。

ここでお気づきになったと思いますが、昨年度まで、採択検討委員会の構成メンバーに教育委員の方も2名入っておりましたが、ご承知の通り、昨年度の3月にあった請願「平成24年度使用中学校教科用図書採択検討委員会設置に関する請願」を全会一致で採択いたしましたので、今年度から、採択検討委員会の構成メンバーに教育委員の皆様は入っていません。そこで資料1の4ページにある設置要綱の組織を一部変更させていただきましたのでご承知おきください。

では、1枚戻って3ページをご覧ください。今年度の採択方針の案です。昨年度と違う点は、1(2)です。変更点は単純に「中学校の教科書を採択する」ということです。この根拠となるのが県教委や文科省からの通知となります。それが資料1の6ページ以降にあります「平成24年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について(通知)」と、資料1の17ページ以降の部分が文科省からの通知となります。

そこで、本日は、資料1の3ページにある教科用図書採択方針(案)について提示させていただいておりますので、この内容についての協議をいただき、先ほどお話しさせていただきました資料1の4ページにある設置要綱の組織変更についてはご承知おきいただきますようお願いいたします。採択方針(案)につきましては、次の5月の定例会の中で、議決をいただく予定ですので、本日はお気づきの点等ございましたら、お願いいたします。

以上でございます。

(質 疑)

山田委員…昨年、小学校の教科用図書を選定した際に、調査員の方からの資料がとても大事だと思いました。県教育委員会からの資料を参考にされているとは思いますが、調査員の方のご自分のお考えや、調査員自身がよく読み込んで、資料を作成していただきたいと感じました。

また、教育委員会で調査員の方を選ばれる際にも、よく考えていただいて、調査員の方にご負担はかかるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

桑原委員…調査員の方はどのように選ばれているのでしょうか。

指導・相談担当課長…中学校教員は専門性を持っておりますので、誰でも良いという訳ではなく、大学で専門的な学習をしてきた方や、プロジェクト研修員等で今まで市教育委員会に貢献をしてきていただいた方を中心に選ばせていただいております。年齢構成につきましては、若手の教員が少ないので、平均年齢は高めになっており、約20年以上は経験がある教員にお願いする予定です。

桑原委員…同じ方がずっと引き続きということは避けているのでしょうか。

指導・相談担当課長…全員が前回と同じ方とは考えておりませんが、前回の経過が分かるように、1人は前回経験者を選ぶ予定です。

前田教育長…当然のことですが、思想・信条等に偏りのない公正公明な方であるということと、あくまでも生徒に指導する立場で、生徒を一番大事に考えて調査してもらえる方を選んでいただくということを確認させていただきます。

また、先ほどの説明の中で、「教員・保護者の方・地域の方の意見等を参考にさせていただく」とありましたが、この意見はどのように集約するのか、また、それをどのように私たちに提示していただけるのかということ、もう1つは、今後の予定の中で2回開催される小田原市教科用図書採択検討委員会に、私たち教育委員は今年度から委員としては出席いたしません、傍聴することは可能なのでしょうか。

指導・相談担当課長…まず1点目の、教科書センターで行われる展示会の件につきましては、過去は投票箱のようなものを設けて、意見用紙を入れるような形を

採っていたようですが、昨年度からはその形はなくなりました。昨年度の採択の際に足柄下教育事務所に確認したところ、投票箱を設置していなかったためか、意見は特になかったようです。もし、県に小田原市教育委員会として投票箱のようなものを設置していただけないかと要望して、了解を得られれば、そのような形を採ることも可能かとは思いますが、これにつきましては今後検討させていただきます。

2点目の、小田原市教科用図書採択検討委員会の傍聴の件ですが、採択検討委員会はどこでも傍聴可能であり、小田原市のホームページでも公表いたしますので、委員の皆様のご都合がつかば、お越しいただければと思います。意見は言えませんが、特に第2回の採択検討委員会では調査員の代表の方が説明をいたしますので、その生の声を聞くことは非常に有効であると思いますので、是非いらしていただければと思います。

前田教育長…教員・保護者の方・地域の方の意見を集約するシステムについては、これから県に依頼するということですので、是非お願いしていただければと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (1) 平成22年度下半期寄付採納状況について (教育総務課)

事務局説明…教育部副部長 資料2を基に説明

(質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (2) 小田原市教育振興基本計画策定スケジュール等について

(教育総務課)

教育部副部長…それでは小田原市教育振興基本計画策定スケジュール等についてご説明させていただきます。資料3を御覧ください。

現在、小田原市教育委員会では、平成15年に策定いたしました「小田原市学校教育推進計画」に則った学校づくりを進めているところでございますが、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第2項におき

まして、「地方公共団体において、政府の基本方針を参考にしつつ、その地域の実情に応じて教育の振興のための施策に関する計画を策定するよう努めること」と規定されたこと、また、平成23年度からスタートいたしました市の総合計画の内容を踏まえた計画を策定する必要があることなどから、今年度、小田原市教育委員会では、教育振興基本計画の策定作業を行い、平成24年度から、この「小田原市教育振興基本計画」に則った教育行政を推進してまいりたいと考えております。資料1枚目のスケジュール表におきましてもお示しさせていただいている通り、学校職員と教育委員会職員等で構成いたします作業部会と、学識経験者や自治会等で構成いたします策定委員会において、具体的な内容を検討し、教育委員会定例会においても委員の皆様からのご意見を頂戴しながら、策定作業を進めていきたいと考えております。なお、現時点で決まっております策定委員会及び作業部会の構成員につきましては資料2, 3枚目にごございますので、後ほどご覧いただければと存じます。以上でございます。

(質 疑)

桑原委員…策定委員会と作業部会が並行して動くということなのでしょうか。

教育部副部長…委員会自体は二段構成になっておりまして、資料にごございますように作業部会で具体的な内容を詰めて、策定委員会に提案、検討しながら策定作業を進めて行きたいと考えております。

資料の名簿をご覧くださいますとお分かりになるように、作業部会のメンバーは具体的な事例に即した形で、現場での協議が出来るような方で構成しております。一方、策定委員会では教育分野に限らず、色々な団体等からお集まりいただいた方による、幅広い意味での議論をしていただく予定です。

教育部長…資料3の1ページ目にごございますように、本市の教育行政に精通している学識経験者や関係団体等で策定委員会を構成し、計画の内容について専門的、総合的に検証していただきます。そして、策定委員会に小中学校等の学校関係職員や、指導主事等の教育委員会職員からなる作業部会を置き、

教育振興基本計画の策定に関する事項を専門的に調査研究して、その結果を策定委員会に報告するという二層構造で行っていかうと考えております。

資料1 ページ目のスケジュールにもございますように、作業部会が先にスタートして、基本構想等の検討を進め、それを策定委員会に提出し、ご審議していただきます。つまり、策定委員会の審議を円滑に推進するために作業部会を設置しているというふうにご理解をいただければと思います。

和田委員長…小田原市の教育の方向性を定めるということですが、策定委員会の団体や代表者等の中にある、公募市民は1名の予定でしょうか。

指導・相談担当課長…1名から2名と考えております。

和田委員長…既に決まっている、それぞれの団体の代表者の選択はどのようになされているのでしょうか。

指導・相談担当課長…それぞれの団体に依頼をいたしまして、団体からご推薦いただいた方が委員となっております。作業部会も同様でして、教頭会と総括教諭につきましては教育委員会で選びましたが、他はそれぞれの団体から選出していただいた方になります。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 報告事項 (3) 計画停電に伴う学校給食の実施について (保健給食課)

保健給食課長…それでは、計画停電に伴う学校給食の実施についてご報告させていただきます。この件につきましては資料の用意はございません。去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震後の電力不足を補うため、東京電力により実施されました計画停電の影響により、3月と4月の学校給食の実施を変更いたしましたので、経緯等についてご報告いたします。

ご承知のように、輪番による停電は3月14日から開始されました。このため、3月14日の午前中が停電予定となっていた橘地区の学校は給食を中止し、他の学校は15日以降の給食を中止いたしました。これによりまして、給食を予定していた3月22日までの日課は、年度末で授業時数に影響はないということで、半日日課とされました。

給食を中止した理由といたしましては、東京電力の停電の計画内容に不

確定、不透明な面が多々あり、各学校や共同調理場所在地の実際の停電の実施が前日でないと判明しないこと、また、計画停電となった場合、調理や保冷が出来ないこと、リフトやエレベーターが停止し学校内での給食の運搬が困難となるなど安全な給食が提供出来ないこと、主食や牛乳の製造工場も同様の条件下にあり、提供出来ない可能性があること、特に小田原市の給食のパンとご飯は、多くが海老名市、二宮町、大井町、山北町など市外業者に割り当てられており、一部の業者を除いていずれも計画停電が午前、午後両方の時間帯にかち合っておりまして、朝方のパンや御飯の製造や午後の仕込みに影響が出ることは避けられず、安全で確実な給食の提供が出来ない状況にあったからでございます。

計画停電はこの時点では、4月末まで実施するというものでありましたので、校長会とも相談いたしまして、4月も中止せざるを得ないという考えでおりましてところ、3月28日に、東電から送電の細分化が発表された日ですが、停電対象地域から除外になる地域が広がっていることが分かり、学校ごとの停電状況が判明いたしました。引き続き計画停電の対象となる小学校7校の給食の実施につきましては、中止にすることになると4月末までの長期間になりますので、3月29日に保護者の代表もメンバーである市学校給食会理事会を緊急開催し、検討していただき、この時点で4月の給食を中止し、牛乳給食のみ実施し、弁当持参とすることを決定していただきました。

ところが、年度が明け、4月8日に、東京電力により計画停電は原則不実施の発表がございました。23年度の給食は4月11日からのスタートですが、発注をストップしておりました7校分の給食物資が、一週間あれば調達が可能であることが関係業者から確認出来ましたので、7校の校長の了解を得まして、4月11日から給食は牛乳のみの提供で、お弁当を持参していただき、主食やおかずのつく完全給食は他の学校から一週間遅れの、4月18日からのスタートといたしました。

以上の経緯につきましては、その都度全校の校長と保護者の方々また、給食関係業者に通知し、理解と協力についてお願いしてまいりました。校長先生方には、特に各家庭へのお知らせや、給食費の減額など大変ご苦労

をおかけしましたが、おかげさまで、4月の給食のスタートにばらつきは出たものの、それぞれ順調にスタートすることが出来ました。以上、計画停電に伴う学校給食の実施について、ご報告させていただきました。

(質 疑)

桑原委員…質問ではないのですが、現場の先生方が大変だったと思います。

和田委員長…想定外のことなので、皆さん大変だったと思います。よく乗り切っていたので、良かったと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(10) 報告事項 (4) 今年度教科書採択にあたっての要望書について

(教育指導課)

指導・相談指導課長が要望書(資料4)を朗読

事務局説明…指導・相談担当課長

指導・相談担当課長…今回は要望書でございますので、委員の皆様には要望書をお読みいただき、先ほど提案させていただいた教科用図書採択方針にどのように盛り込んでいくのかということを考えていただければと思います。

(質 疑)

和田委員長…先ほどの教育長の質疑に対する事務局からの回答にもございましたように、採択検討委員会を傍聴することは自由でございますので、委員の皆様も出来るだけお時間を作って足を運んでいただければ、この要望の趣旨に沿ったものになるのではないかと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(11) 報告事項 (5) 東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童・生徒等の受

け入れについて （教育指導課）

教育指導課長…それでは私から東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童・生徒等の受け入れについて説明させていただきます。資料はございません。

3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による被災の状況につきましては、毎日のように新聞やテレビで報道されており、多くの方々が自宅を離れ、避難所生活を送っておられます。小田原市にも実際に親戚や知人の方を頼って、被災された方が避難されております。それに伴って、被災地からの子どもたちの学校等への転入手続きについて、弾力的な受け入れを行なっております。そして、「住民票がない」、「以前在籍されていた学校を証明するものがない」などといった状況であっても申請を受け入れております。3月18日以降の受け入れ状況につきましては、4月22日現在、幼稚園1名、小学校12名、中学校2名、計15名となっております。いずれにいたしましても、これからも学校、教育委員会ともに被災者の立場に立った丁寧な対応をしていきたいと考えております。

また、担当の防災対策課からの情報では、小田原市として被災者の方の受入れは、3月18日に1,000人規模の収容を想定して、小田原アリーナを一次受入施設として開設いたしましたが、実際には3月18日には11名を受け入れ、23日には16名、29日の一時閉鎖までに合計19名を受け入れたそうです。3月27日に全ての避難者の方が他所に移られたことから、現在は受入施設を尊徳記念館に移しております。4月25日現在、2世帯2名の方が滞在されているとのこと。なお、5月一杯までは引き続き尊徳記念館を一次受入施設として開設していくとのことでございます。以上で報告を終わります。

（質 疑）

山田委員…子どもたちが計15名来られているようですが、ご家族と一緒にいらしているのでしょうか。

教育指導課長…ご家族の方と一緒に来られていると聞いております。

山田委員…そうすると、長い期間になるのでしょうか。

教育指導課長…それぞれのご家族のご事情がございますので、一概には申し上げられません。

和田委員長…今の報告で、教育委員会に関係する子どもたちの人数等は細かく説明していただきましたが、たまたま私が本日、秦野市に行ってまいりまして、ここで聞いた話だと、秦野市には168名の被災者の方が避難しているとのことでした。小田原市と数に差がある気もなくはないのですが、教育だけではなくて、また、間接的に教育に関係して来るだろうと思われる、親御さんの就職先も探さなければならないという部分もあり、秦野市では福祉部が窓口になっているそうです。小田原の場合は総合的な受け入れの窓口はどこが所管しているのでしょうか。

教育部長…基本的には防災対策課が統括しておりますが、小田原に被災地から避難された方が来られるということが初めてのケースでございました。今回、受入施設として生涯学習施設を使用しましたので、教育部が第1避難収容部、文化部が第2避難収容部、子ども青少年部が第3避難収容部ということで、外からの避難者の受入は避難収容部で行って欲しいということで、現在、尊徳記念館に2名の方が滞在しておられます。

学校の受け入れは教育委員会では対応しておりまして、小田原市で受け入れられている子どもたちは、家族で親戚などを頼って来られたり、アパートを借りて住んでおられたりしております。ただ、親戚などを頼られて来た方の全体の人数について把握は出来ておりません。一時、いわき市などから避難して来られた19名の方を小田原アリーナ会議室に布団等を用意して受け入れましたが、知人の方などを頼って移られましたので、新たに尊徳記念館を一時受入施設として指定しまして、ホームページ等で情報を出して、現在、2名の方が滞在している状況です。

和田委員長…例えば知人や親戚の方を頼って避難されて来た子どもたちの学用品や給食費などに対する支援は具体的にあるのでしょうか。

教育指導課副課長…具体的には就学援助の関係になりますので、収入認定を行わなければなりません、現状どうなのかが全く分かりませんので、まずは学校へ申請していただくことになります。

当座のお金もないということを入學手続きの際に教育委員会にご相談さ

れている方もいらっしゃいますので、基本的には申請をしていただいて、事実関係を勘案しながら就学援助という形を取って行くことになると思います。就学援助の手続きは4月中にさせていただきますので、それをもってこちらで判断することになります。

被災者の方の支援につきましては、柔軟な対応を求めたいと国からも通知が来ておりますので、なるべく対応して行きたいと考えております。

教育指導課長…学校も保護者の方にPTAのバザー等に出た学用品や校服などを出来るだけお渡ししたりと、学校で出来ることは事前に教員同士で呼びかけて、出来るだけ準備しております。ある学校ではランドセルをたくさん集めて、それをうまく活用していただくというように関わっております。

山田委員…子どもたちは突然知らない土地に来た訳ですが、学校でも精神的なフォローはしているのでしょうか。

教育指導課長…被災された方が転入されたという形ではなく、普通に転入して来たという形で受けさせていただき、心の面での配慮等は担任や職員が気にかけて、子どもたちの周りの状況を確認して声をかけております。また、ご家族の方とも連絡を密にして、うまく生活出来るような形を取っております。

教育指導課副課長…保護者の方が不安な面もたくさんございますので、校長先生なども機転をきかせていただきまして、民生委員や児童委員などとも情報を共有し、地域ぐるみでフォローする体制を取っていただいている地域もございます。

和田委員長…全国の市町村教育委員会理事会に出席した際に、横の席が福島県の教育委員長で、色々とお話しをお聞きしました。沖縄から北海道までの全国に、福島県、特に原発の近くの方が避難しており、中々把握が出来ないようでした。受け入れ先で出来るだけ、元々いらっしゃった市町村の教育委員会等に情報の報告をしてもらいたいということを仰っていました。是非、「小田原に来て良かった」と言われるような暖かい対応をお願いしたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(12) その他 (1) 二宮町教育委員有志からの趣意書について

教育部副部長…震災関連のご報告でございますが、去る4月18日に開催されました、神奈川県市町村教育委員会連合会総会の意見交換会におきまして、二宮町の教育委員長職務代理者の方から、ただいまお配りいたしました趣意書のご提出がございまして、教育委員として、被災した子どもたちに何か支援が出来ないだろうかという意見をいただきました。意見交換会の中では、メッセージを添えて図書を送ってはどうか、などの意見もいただきましたが、当日、総会終了後に都合がつく有志の方でお話し合いが行われまして、文部科学省が運営しておりますインターネットのポータルサイトに登録してはどうか、友好都市に優先して支援を行いたい、などのご意見が出たと伺っております。4月30日には二宮町町民センターにおきまして、再度、有志によるお話し合いが行われる予定です。

また、4月21日に開催されました西湘地区の教育委員会連合会役員会でも同様の意見交換が行なわれております。5月31日に同会の総会が開催される予定ですが、県西地区2市8町における被災地からの児童生徒等の受入状況について、事務局としてご報告させていただく予定でございます。

(質 疑)

和田委員長…この件に関しましては、県の連合会と西湘地区の連合会で取り上げられました。教育委員会として、被災地の教育委員会と連携して、子どもたちに限定した具体的な支援が何か出来ないだろうかという提案でありまして、大変熱心な意見が出ておりました。ただ、それぞれ教育委員長だけの判断では出来ないことですので、事務局である小田原市教育委員会で、この地域の実情をまとめるということになりました。開成町の教育委員長がこの件に対して非常に熱心でして、小田原市教育委員会が取りまとめをするということに大変喜ばれておりました。大変だとは思いますが、是非、情報収集をお願いしたいと思います。

山 口 委 員…今回の大震災で、小学校を避難所に行っていることに疑問を感じております。

おそらく防災所管で津波を想定した新しい防災マップを作るとは思いますが、今までの学校では、地震があったらとりあえず校庭に避難して、点呼を取ってからまとまって歩いて逃げるということでしたが、津波も想定した新しい避難方法を考えるのは各学校なのでしょうか、それとも教育委員会で考えていくのでしょうか。

教育部副部長…今回の震災は津波により、思いがけない大きな惨事になった訳ですが、小田原市でも海沿いの学校は結構ありますので、現在、既存の防災対策マニュアルの見直しを進めているところでございまして、子どもたちをご家庭に引き渡す基準や、津波が発生した際の対応など、教育委員会として一定の基本的な枠組みを定めた上で、校長会にお示しをして、各学校でマニュアルに則った形で対応していただくということを考えております。具体的には「津波警報などが出ている間については、安全が確認出来ない限り子どもたちを単独で下校させないこと」などを中心に検討しているところでございます。

桑原委員…それはいつ頃までに出来上がる予定なのでしょうか。

教育部副部長…基本的な部分につきましては、ここ1、2ヶ月の間で固めたいと考えております。ただ、中長期的に見直さなければならない部分もございまして、それは各学校の先生方と相談しながら、相対的な防災対策を再度見直してまいりたいと思っております。

和田委員長…報道でよく言われていることですが、石巻市立大川小学校では、地震発生時に校長が学校にいないで、他の職員がマニュアル通りに対応したのですが、津波情報3mという間違った情報に基づいており、校庭で児童の点呼をしていて逃げ遅れてしまったということです。このマニュアルの扱いについてですが、今回のような想定外のものに対して、それに縛られてしまって、結果的に命を落としてしまったということでもございました。

以前の定例会の際にも申し上げたと思いますが、2年前の9月頃の富士見小学校で津波を想定した防災訓練をした際に、校庭に児童を集めたことがございました。富士見小学校は海にも近いですし、危ないのではないかと指摘をした際に、確か、それぞれの学校で対応されることなので、至急現場に指示をするということだったと思います。現在、学校現場でその

時の指示が生きていなかったとしたら、大変なことだと思いますので、子どもの命を守るという視点で、マニュアルをどのように扱っていけば良いのかなどについても、柔軟に現場対応で行って行けるようなことが求められると思います。

(17) 委員長閉会宣言

平成23年5月24日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（山口委員）